

別記
第1号様式（第7条関係）

（表）

鹿 公 委 第 号
年 月 日

説明・資料の提出要求書

殿

鹿児島県公安委員会 印

鹿児島県暴力団排除条例第20条の規定により、次のとおり、説明又は資料の提出を要求する。

説明又は資料の提出を 求める理由	
説明又は提出資料の 内 容	
説明・資料提出書の 提 出 期 限	年 月 日まで
備 考	

注1 口頭による説明を求める場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

3 説明又は資料の提出に際しての留意事項は、裏面のとおりとす。

(裏)

説明又は資料の提出に際しての留意事項

- 1 正当な理由がなく説明又は資料の提出を拒んだときは、鹿児島県暴力団排除条例第22条第1項の規定により、公表されることがあります。
- 2 説明・資料提出書には、あなたの住所及び氏名、説明・資料の提出要求書の番号及び日付並びに説明又は提出資料の内容を記載して提出してください。
なお、口頭による説明を求められた場合で資料の提出を行わないときは、説明・資料提出書の提出は必要ありません。
- 3 提出期限までに説明・資料提出書の提出がないとき（口頭による説明の場合は、説明期日に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による説明を求められた場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、説明日時等変更申出書により、口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 説明又は資料の提出に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、説明・資料の提出要求書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に説明又は資料の提出に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による説明期日に出頭する場合は、この説明・資料提出要求書を持参してください。

第2号様式（第7条関係）

説明・資料提出書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所

氏名

印

鹿児島県暴力団排除条例施行規則第7条第3項の規定により、次のとおり提出します。

説明・資料の提出要求書の番号及び日付	鹿公委第 号 年 月 日
説明又は提出資料の内容	
備 考	

- 注1 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
2 提出する資料がある場合は、この提出書に添付すること。

第3号様式（第8条関係）

説明日時等変更申出書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所

氏名

印

鹿児島県暴力団排除条例施行規則第8条第2項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時又は場所の変更を申し出ます。

説明・資料の提出要求書の番号及び日付		鹿公委第 号 年 月 日	
申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
申 出 理 由			

第4号様式（第8条関係）

鹿 公 委 第 号
年 月 日

説明日時等決定通知書

殿

鹿児島県公安委員会 印

鹿児島県暴力団排除条例施行規則第8条第4項の規定により、次のとおり口頭による説明の日時及び場所を決定したので通知する。

説明・資料の提出要求書の番号及び日付		鹿公委第 号 年 月 日	
□変更決定	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
□不変更決定	説明の日時及び場所を変更しない理由		

注 該当する□の中にレ印を付けること。

鹿 公 委 第 号
年 月 日

勸 告 書

殿

鹿児島県公安委員会 印

鹿児島県暴力団排除条例第21条の規定により、次のとおり勧告する。

勧告の内容	
勧告の原因 となる事実	

注1 正当な理由がなく勧告に従わなかったときは、鹿児島県暴力団排除条例第22条第1項の規定により、公表されることがある。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第6号様式（第11条関係）

（表）

鹿 公 委 第 号
年 月 日

意見聴取通知書

殿

鹿児島県公安委員会 印

次のとおり意見の聴取を行うので、鹿児島県暴力団排除条例施行規則第11条第1項の規定により通知する。

予定される公表の 原因となる事実	
公表の根拠となる 条 例 の 条 項	
申述書の提出期限	年 月 日まで
備 考	

注1 口頭による意見の聴取を行う場合は、備考欄にその旨並びに出頭すべき日時及び場所を記載すること。

2 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

3 意見の聴取に際しての留意事項は、裏面のとおりとす。

(裏)

意見の聴取に際しての留意事項

- 1 申述書には、あなたの住所及び氏名、意見聴取通知書の番号及び日付、公表の原因となる事実その他当該事実の内容についての意見を記載して提出してください。
なお、口頭による意見の聴取が行われる場合は、申述書の提出は必要ありません。
- 2 意見を述べるときは、証拠資料を提出することができます。
- 3 提出期限までに申述書の提出がないとき（口頭による意見の聴取の場合は、意見の聴取日時に出頭しないとき）は、これを拒んだものとして取り扱います。
- 4 口頭による意見の聴取が行われる場合であって、あなたが病気その他のやむを得ない理由があるときには、意見聴取日時等変更申出書により、口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができます。
- 5 意見の聴取に際して、あなたに代わって代理人を選任できますので、意見聴取通知書の番号及び日付、代理人の住所及び氏名並びに当該代理人に意見の聴取に関する一切の手続をすることを委任する旨を明示した代理人選任届出書を提出してください。
- 6 あなた又はあなたの代理人が、口頭による意見の聴取日時に出頭する場合は、この意見聴取通知書を持参してください。

第7号様式（第11条関係）

申 述 書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所

氏名

印

鹿児島県暴力団排除条例施行規則第11条第3項の規定により，次のとおり提出します。

意見聴取通知書の 番号及び日付	鹿公委第 号 年 月 日
公表の原因となる事実 その他当該事案の内容 についての意見	
備 考	

注 所定の欄に記載することができないときは，別紙に記載の上，これを添付すること。

第8号様式（第12条関係）

意見聴取日時等変更申出書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所

氏名

印

鹿児島県暴力団排除条例施行規則第12条第2項の規定により，次のとおり口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ます。

意見聴取通知書の 番号及び日付		鹿公委第 号 年 月 日	
申出事項	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更希望	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
申 出 理 由			

第9号様式（第12条関係）

鹿 公 委 第 号
年 月 日

意見聴取日時等決定通知書

殿

鹿児島県公安委員会 印

鹿児島県暴力団排除条例施行規則第12条第4項の規定により、次のとおり口頭による意見の聴取の日時及び場所を決定したので通知する。

意見聴取通知書の 番号及び日付		鹿公委第 号 年 月 日	
□変更決定	変更前	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
	変更後	日時	年 月 日 時 分から
		場所	
□不変更決定	意見の聴取の日時及び場所を変更しない理由		

注 該当する□の中にレ印をつけること。

第10号様式（第13条関係）

代理人選任届出書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所

氏名

印

私は、鹿児島県暴力団排除条例施行規則第13条第1項及び同条第3項の規定により、次の
説明又は資料の提出
者を代理人として選任し、
意見の聴取
に関する一切の行為をすることを委任
します。

説明・資料の提出要求書 又は意見聴取通知書の 番号及び日付	鹿公委第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	
当事者等との関係	

注 不要の文字は、横線で消すこと。

第11号様式（第13条関係）

代理人資格喪失届出書

年 月 日

鹿児島県公安委員会 殿

住所

氏名

印

私の代理人は、その資格を失ったので、鹿児島県暴力団排除条例施行規則第13条第4項の規定により届け出ます。

説明・資料の提出要求書 又は意見聴取通知書の 番号及び日付	鹿公委第 号 年 月 日
代理人の住所	
代理人の氏名	